

奈良労働局職員【任期付任用職員】の募集について〔募集要項〕

職員の育児休業期間中の代替職員として、国家公務員の育児休業等に関する法律第7条に基づく任期付の職員を採用するため募集を行います。

1 職種

奈良労働局総務部労働保険徴収室 一般職員（任期付）

2 業務内容

労働保険徴収室における業務

- ・ 労働保険関係申請書類の受付及び作成指導等の窓口対応業務
- ・ 労働保険関係手続き等に関する窓口及び電話での相談・指導業務
- ・ 労働保険関係申請書類の審査、調査業務（出張含む）
- ・ 文書の編綴、システム入力、資料の収集分析等の業務
- ・ その他、上記業務に附随する業務に関すること

3 募集人員

1名

4 応募資格

（１）以下の条件を満たす方

ワード、エクセルの操作ができること

（２）以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5 採用方法

採用については人事院規則8－12第18条第1項第8号の規定に基づき、任期については国家公務員の育児休業等に関する法律第7条の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

なお、国家公務員の育児休業等の法律に関する法律第7条の規定に基づき、選考

採用により常勤の国家公務員としての任期は令和8年3月31日までとなりますが、当該育児休業を取得する職員が育児休業期間の延長を申し出た場合は任用期間が延長される場合があります。

6 採用日（予定）

令和7年9月24日（水）

7 勤務地

奈良労働局総務部労働保険徴収室（奈良市法蓮町387）

8 勤務時間・休暇

1日の勤務時間は7時間45分であり、基本的には8時30分から17時15分の勤務となります。

休日は原則として土・日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 任期付職員の身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、支給要件に該当する場合は諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

10 応募方法

（1）履歴書及び職務経歴書、ジョブ・カード

履歴書及び職務経歴書、ジョブ・カードについては様式を問いません。履歴書に写真を添付のうえ、学歴、職歴（雇用保険・労災保険等の労働保険に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

職務経歴書とジョブ・カードについては、どちらかでも可です。

（2）論文

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

【論文の課題】（800字程度、様式は任意）

「労働保険制度の必要性と課題について」

※募集業務で求められる人材を想定し、自身の経験を含めて述べてください。

上記（1）及び（2）について、一つの封筒に同封し、奈良労働局 総務課 応募担当あて提出してください。

応募の秘密については厳守します。

また、応募書類については、目的以外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますので、ご了承ください。

なお、応募の際は必ずハローワークの紹介を受けてください。

11 応募期限

令和7年8月15日（金）

応募書類の提出は郵送とし、令和7年8月15日必着

12 選考方法

第一次選考 経歴評定、論文による審査

第二次選考 個別面接による審査

※第一次選考に通過された方について、第二次選考（個別面接）を行います。
通過されたか否かに関わらず全員に文書でご連絡します。

※第二次選考（個別面接）実施日：令和7年9月1日（月）

※第二次選考結果通知発送予定日：

令和7年9月5日（金）予定 可否にかかわらず文書でご連絡します。

13 応募等に関する照会先

奈良労働局 総務部 総務課

担当 風間、森岡

住所 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎

電話 0742-32-0201